

令和 7 年 川 辺 町 議 会 第 1 回 定 例 会

令和 7 年 3 月 3 日 (月) 午前 9 時 0 0 分開会

議事日程 (第 1 号)

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4 (報告第 1 号)	専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額の決定)
日程第 5 (承認第 1 号)	専決処分について承認を求める件《令和6年度川辺町一般会計補正予算(専決第3号)》
日程第 6 (諮問第 1 号)	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第 7 (議案第 1 号)	川辺町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
日程第 8 (議案第 2 号)	川辺町税条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
日程第 9 (議案第 3 号)	川辺町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
日程第 10 (議案第 4 号)	川辺町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
日程第 11 (議案第 5 号)	川辺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 12 (議案第 6 号)	川辺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 13 (議案第 7 号)	川辺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第 14 (議案第 8 号)	川辺町地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例及び川辺町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
日程第 15 (議案第 9 号)	川辺町やすらぎの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第 16 (議案第 10 号)	川辺町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
日程第 17 (議案第 11 号)	川辺町下水道条例の一部を改正する条例
日程第 18 (議案第 12 号)	令和 6 年度川辺町一般会計補正予算 (第 4 号)
日程第 19 (議案第 13 号)	令和 6 年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)
日程第 20 (議案第 14 号)	令和 6 年度川辺町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
日程第 21 (議案第 15 号)	令和 6 年度川辺町下水道事業会計補正予算 (第 4 号)

日程第 2 2 (議案第 1 6 号) 令和 7 年度川辺町一般会計予算
 日程第 2 3 (議案第 1 7 号) 令和 7 年度川辺町国民健康保険事業特別会計予算
 日程第 2 4 (議案第 1 8 号) 令和 7 年度川辺町後期高齢者医療特別会計予算
 日程第 2 5 (議案第 1 9 号) 令和 7 年度川辺町介護保険特別会計予算
 日程第 2 6 (議案第 2 0 号) 令和 7 年度川辺町水道事業会計予算
 日程第 2 7 (議案第 2 1 号) 令和 7 年度川辺町下水道事業会計予算
 日程第 2 8 (発議第 1 号) 川辺町議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する
 条例

本日の議会に付した案件 議事日程のとおり

出席議員 (8 名) (欠席者なし)

議 長	櫻井 芳男	副議長	市原 敬夫	1 番	井戸 三兼
2 番	平岡 正男	3 番	奥田 哲也	4 番	桜井 真茂
5 番	佐伯 雄幸	8 番	石原 利春		

地方自治法第 1 2 1 条による出席者

町 長	佐藤 光宏	教育長	白村 茂
参 事	井上 健	総務課長	重本 佳明
会計管理者兼会計室長	石本 清二	企画課長	平岡 善伸
税務課長	横田 博生	住民課長	林 正和
健康福祉課長	井戸 陽子	産業環境課長	井戸 績
基盤整備課長補佐	渡邊 明弘	教育支援課長	鈴木 秀樹
生涯学習課長	佐伯 毅彦	上下水道課長	渡辺 英樹

事務局職員出席者 議会事務局長 渡辺 保彦

(開会 午前 9 時 0 0 分)

◎議長(櫻井芳男君) 皆さん、おはようございます。令和 7 年川辺町議会第 1 回定例会が招集され、御案内を申しあげましたところ、出席議員は 8 名です。定足数に達していますので、ただ今から、令和 7 年第 1 回川辺町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。開会にあたり、注意事項を申し上げます。マスクの着用については各自の判断としますが、環境衛生上自席で発言される場合は、着座にて行ってください。

また、議場内の換気のため、適宜休憩を設ける場合がありますので皆様のご協力をお願いします。

招集者の町長から挨拶があります。町長 佐藤光宏君。

◎町長(佐藤光宏君) 本日ここに、令和 7 年川辺町議会第 1 回定例会の開会をお願いいたしましたところ、議員の皆さま方には、公私にわたり何かとお

忙しい中、早朝よりご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、日々、町政の推進に格別なるご理解とご協力、ご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

はじめに、今年の冬は、例年に比べ特に大雪が多く、2月には岐阜県内の山沿いを中心に大雪が降り、各地で大雪警報が発表され、2月の観測史上最も積雪の多い地域もございました。川辺町でも例年に比べ、2月は雪が多く降りました。町では、幸い大きな被害はございませんでしたが、全国各地では交通機関の運行などに影響が出る場面がありました。また、3月から4月にかけては春の嵐のシーズンとなります。町民の皆様におかれましては、最新の気象情報に注意警戒いただきたいと思います。町といたしましては、さまざまな気候変動に伴う自然災害による被害に対応し、町民の皆様の安全を守るための備えや対応策を講じる必要があることを強く感じており、より一層の強化を図りたいと考えております。

次に、私たちが直面している問題である「2025年問題」について触れたいと思います。「2025年問題」とは、国民の5人に1人が後期高齢者（75歳以上）の超高齢化社会を迎えることで雇用、医療、福祉といった日本経済や社会の広い領域に深刻な影響を及ぼす諸問題の総称です。

2025年問題の背景にあるのは、急速に進む少子高齢化です。第一次ベビーブームに生まれた「団塊の世代」は日本に約800万人いるとされています。この世代が75歳以上になる2025年には、国民の約5人に1人が後期高齢者、約3人に1人が65歳以上の高齢者という超高齢化社会となり、さまざまな問題が顕在化すると予測されています。内閣府「令和5年版高齢社会白書」によると日本の総人口である1億2,495万人のうち65歳以上の人口は3,624万人（29.0%）、すでに2023年の時点で3,500万人を超えている深刻な状況です。一方、少子化も進んでおり、労働力人口（満15歳以上の就業者と完全失業者の合計）の減少も深刻な課題となっています。

2025年問題が社会や日本経済に与える影響は年金や医療保険、介護保険、生活保護などの社会保障制度を維持するために国が支出する「社会保障費の負担増大」、医療や介護サービスの需要が高くなることで十分な人材の確保が追いつかなくなる「医療・介護体制維持の困難化」、多くの企業が人手不足に陥るなかで売り手市場化が進行していくことで生じる「労働力の不足」の3つが挙げられます。

川辺町といたしましても、地域包括ケアシステムの強化や、福祉・医療の体制整備、若い世代の定住促進など、未来を見据えた施策が急務です。これらの課題を解決し、川辺町がより良い未来を築くために、町民の皆様と協力しながら、今後とも知恵を絞り、努力を重ねていきたいと考えております。

さて、本定例会にご提案いたしております議案は、報告案件1件、承認案件1件、人事案件1件、条例案件11件、予算案件10件の計24案件でございます。どうか慎重にご審議賜り、格別のご理解によりご決定賜りますよ

うお願い申し上げ、開会にあたりましてのごあいさつといたします。

◎議長（櫻井芳男君） 本日の議事日程は、お手元にお配りしましたとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議席番5番「佐伯雄幸」君及び7番「市原敬夫」君の2名を指名します。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、去る2月26日の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から14日までの12日間としたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月14日までの12日間とすることに決定いたしました。

それでは、議案等の審議については、第1回定例会会期日程のとおり行いますので、よろしくをお願いします。

日程第3「諸般の報告」を行います。監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、お手元に配布のとおり、「令和6年12月20日 川監第27号」、「令和7年1月21日 川監第29号」、「令和7年2月20日 川監第31号」の例月出納検査の結果報告がありました。報告書類の原本は、議会事務局に保管してありますので、適宜閲覧してください。これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第1号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定）」を議題といたします。本件についての説明を求めます。健康福祉課長 井戸陽子 君。

◎健康福祉課長（井戸陽子君） 報告第1号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定）」について説明。

◎議長（櫻井芳男君） これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。以上で報告第1号は終了しました。

日程第5 承認第1号「専決処分について承認を求める件《令和6年度川辺町一般会計補正予算(専決第3号)》」を議題といたします。本件についての説明を求めます。総務課長 重本佳明君。

◎総務課長（重本佳明君） 承認第1号「専決処分について承認を求める件《令和6年度川辺町一般会計補正予算(専決第3号)》」について説明。

◎議長（櫻井芳男君） これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから承認第1号を採決いたします。お諮りします。本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号「専決処分について承認を求める件《令和6年度川辺町一般会計補正予算(専決第3号)》」は、承認することに決定いたしました。

日程第6 諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦について」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長 佐藤光宏 君。

◎町長（佐藤光宏君） 諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦について」御説明申し上げます。

人権擁護委員は、議会の意見を聞き、市町村長が推薦し、法務大臣が委嘱するもので、現在、川辺町では4名の方にご活躍いただいております。

そのうちのお一人でございます 小縣玲子氏におかれましては、本年6月30日をもって任期満了を迎えられますので、同氏を引き続き人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

小縣氏は、提出しております別添資料にございますとおり、平成22年の就任より人権擁護委員として積極的に活動されており、人格・識見が高く、誠実・温厚な人柄で、地域の皆様方の信望も厚く、人権擁護委員の候補者として適任と認めるものでございます。

任期につきましては、令和7年7月1日から令和10年6月30日までの3年間でございます。

以上、よろしく御審議のうえ、同氏の選任について御意見賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（櫻井芳男君） これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから諮問第1号を採決いたします。お諮りします。本件については、小縣玲子さんを適任として答申したいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦について」小縣玲子さんを適任として答申することに決定しました。

日程第7 議案第1号「川辺町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、日程第8 議案第2号「川辺町税条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」、日程第9 議案第3号「川辺町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」、日程第10 議案第4号「川辺町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」、日程第11 議案第5号「川辺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」日程第12 議案第6号「川辺町職員の勤務時間、

休暇等に関する条例の一部を改正する条例」、日程第 13 議案第 7 号「川辺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、日程第 14 議案第 8 号「川辺町地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例及び川辺町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」、日程第 15 議案第 9 号「川辺町やすらぎの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」、日程第 16 議案第 10 号「川辺町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例」、日程第 17 議案第 11 号「川辺町下水道条例の一部を改正する条例」の 11 件を一括議題といたします。

本案についての説明を求めます。町長 佐藤光宏 君。

◎町長（佐藤光宏君） 議案第 1 号から第 11 号まで一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第 1 号「川辺町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本件につきましては、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴い、職員の給料表及び扶養手当や管理職員特別勤務手当等の諸手当の基準や額の改定を行うため、町条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 2 号「川辺町税条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本件につきましては、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、条項ずれが生じる「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」を引用している町条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 3 号「川辺町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本件につきましては、「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令」の施行に伴い、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金又は指定法人が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに「35 年以上」区分が追加されるため、町条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 4 号「川辺町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本件につきましては、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴い、「非常勤消防団員等に係る災害補償の基準を定める政令」において、補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額の改定を行うため、町条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 5 号「川辺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本件につきましては、「育児休業、介護時間等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、引用している町条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 6 号「川辺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本件につきましては、「育児休業、介護時間等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合において、任命権者等が所定労働時間を超えて勤務させてはならない職員の範囲を、3 歳に満たない子を養育する職員から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員へと拡大するため、町条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 7 号「川辺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本件につきましては、岐阜県国民健康保険運営方針である令和 11 年度の県内の保険料水準統一に向け、県が算定する市町村標準保険料率と本町の税率との差異をなくすため、令和 7 年度から 2 年毎の段階的な税率改正を行い、国民健康保険被保険者の急激な負担増を回避するために町条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 8 号「川辺町地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例及び川辺町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

本件につきましては、地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化のため、「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」が施行されたことに伴い、町条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 9 号「川辺町やすらぎの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

本件につきましては、やすらぎの家の入浴施設の老朽化に伴い、浴室の利用を廃止するため、町条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 10 号「川辺町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本件につきましては、水道法施行令及び水道法施行規則で規定する、水道工事に関する布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が緩和されたことに伴い、町条例の資格要件を当該法令の参酌基準に合わせるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 1 1 号「川辺町下水道条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本件につきましては、下水道法施行令の一部改正に伴い、公共下水道からの放流水に含まれる「大腸菌群数」に係る基準が、「大腸菌数」に係る基準とする改正が行われたことにより、町条例においても同様の基準に改めるため、町条例の一部を改正するものでございます。

以上、1 1 議案につきまして、一括してご説明いたしました。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（櫻井芳男君） これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第 1 号から議案第 1 1 号までの 1 1 件につきましては総務委員会に付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 1 号から議案第 1 1 号までの 1 1 件につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 1 8 議案第 1 2 号「令和 6 年度川辺町一般会計補正予算（第 4 号）」、日程第 1 9 議案第 1 3 号「令和 6 年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）」、日程第 2 0 議案第 1 4 号「令和 6 年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）」、日程第 2 1 議案第 1 5 号「令和 6 年度川辺町下水道事業会計補正予算（第 4 号）」の 4 件を一括議題といたします。

本案についての説明を求めます。町長 佐藤光宏 君。

◎町長（佐藤光宏君） 議案第 1 2 号「令和 6 年度川辺町一般会計補正予算（第 4 号）」から、議案第 1 5 号「令和 6 年度川辺町下水道事業会計補正予算（第 4 号）」まで、一括してご説明いたします。

はじめに、議案第 1 2 号「令和 6 年度川辺町一般会計補正予算（第 4 号）」につきましては、既定の予算額から 3 千 7 4 3 万 5 千円を増額し、予算総額を、5 7 億 5 千 3 6 3 万 5 千円とするものでございます。

主な補正の内容につきましては、令和 6 年度の決算見込による歳入・歳出所要額の整理に加え、国の補正予算（第 1 号）に対応する補正を行うものでございます。

歳入では、町税、普通交付税、前年度からの繰越金の増額に伴い、財政調整基金をはじめとする各基金からの繰入金を減額することで調整し、歳出事業費の確定等に伴う地方債発行額の追加及び変更などの整理をしております。

歳出におきましても、国の補正予算（第 1 号）に伴う社会資本整備総合交付金に係る建設事業費及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る扶助費を増額するほか、各種事業費の決算見込による所要額の整理を行っております。

なお、これらによる財源の余剰分につきましては、小学校建設基金へ積み立てることとしております。

併せて、繰越明許費補正では、定額減税不足額給付事業など、全１１件を設定させていただくものでございます。

次に、議案第１３号「令和６年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）」につきましては、既定の予算額から、７０万６千円を減額し、予算総額を１０億２千９７２万３千円とするものでございます。

主な内容につきましては、令和６年度の決算見込みにより事業費を整理するもので、歳出における保険給付費、保健事業費を減額し、これに伴う歳入の一般会計繰入金などを整理するものでございます。

次に、議案第１４号「令和６年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第４号）」につきましては、既定の予算額から、２千１３８万円を増額し、予算総額を１０億６１８万４千円とするものでございます。

主な内容につきましては、令和６年度の決算見込により、歳出において、保険給付費を増額し、歳入では、これに伴う国・県支出金、支払基金交付金、繰入金などを整理するものでございます。

次に、議案第１５号「令和６年度川辺町下水道事業会計補正予算（第４号）」につきましては、収益的収入で８２８万８千円、収益的支出で９１１万５千円、資本的収入で６千３３万６千円、資本的支出で６千６３６万９千円をそれぞれ減額するものでございます。

補正内容につきましては、令和６年度の決算見込みによる事業費について整理を行い、収益的収入および支出、資本的収入および支出の各所要額を補正するものでございます。

以上、各補正予算関連議案の概要説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（櫻井芳男君） これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第１２号から議案第１５号までの４件につきましては、総務委員会に付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第１２号から議案第１５号までの４件につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

日程第２２ 議案第１６号「令和７年度川辺町一般会計予算」、日程第２３ 議案第１７号「令和７年度川辺町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第２４ 議案第１８号「令和７年度川辺町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第２５ 議案第１９号「令和７年度川辺町介護保険特別会計予算」、日程第２６ 議案第２０号「令和７年度川辺町水道事業会計予算」、日程第２７ 議案第２１号「令和７年度川辺町下水道事業会計予算」の６件を一括議題といたします。本案について説明を求めます。町長 佐藤光宏 君。

◎町長（佐藤光宏君） それでは、議案第１６号から議案第２１号までの令和７年度各会計の当初予算案につきまして、その概要を一括してご説明いたします。

川辺町第５次総合計画に掲げる将来像「清流と人が織りなす活力あるまち」の実現に向け「美しく安らぎのあるまちづくり」「誰もが安心して暮らせるまちづくり」「みんなで学び合うまちづくり」「快適に暮らすことができるまちづくり」「新たな活力をおこすまちづくり」「共に考え行動するまちづくり」の６つをまちづくりの基本方針とし、「まち・ひと・しごと創生法」による川辺町版総合戦略の実現を目指すものとし、インフラ整備を中心に、今後の町民生活や経済活動を最大限に活性化できるための予算編成としております。

町の主要プロジェクトである「中川辺駅西地区周辺整備事業」については、駅西側町道の用地取得費、拡幅工事等に係る予算を計上し、インフラ整備を着実に前進させると共に、「町内３小学校の統廃合計画」においては、学校用地を拡幅するための用地取得費を計上し、町の重要施策として事業を推進いたします。

それでは、各会計の予算規模についてでございます。

はじめに、一般会計の予算総額は、５７億８千万円、対前年度比５億４００万円、９．６％の増加となり、予算規模は過去最大になりました。

次に、特別会計については、国民健康保険事業特別会計 ９億８千６４１万３千円、後期高齢者医療特別会計 １億９千８３８万３千円、介護保険特別会計 ９億７千１８万１千円となりました。

次に、公営企業会計については、水道事業会計 ６億９千４５万５千円、下水道事業会計 １３億９千８８２万８千円となり、一般会計・特別会計・公営企業会計を合わせた総額で、１００億２千４２６万円、対前年度比で１１億２千２４７万９千円、１２．６％の増加となりました。

各会計とも、歳入では、国・県の動向を見極めながら財源確保に努めるとともに、地方債の発行についても交付税措置など有利な財源の確保に努め、各種基金からの繰り入れなども考慮し、健全な財政運営を念頭に、予算を編成いたしました。

では、はじめに一般会計の歳入予算についてご説明いたします。

まず、町の一般会計歳入総額の約２５％を占める町税につきましては、１４億８０４万５千円、対前年度比１億５千４６８万６千円、１２．３％増を見込んでおります。

個人町民税におきましては、国の定額減税が終了することによる影響により、約８千万円の増収になると見込んでおります。また、総務省発表の地方財政計画においても、地方税収は増加する見通しであり、本町においても、法人町民税・固定資産税・軽自動車税、たばこ税など、税収の増加を見込んでおります。一方で、定額減税の財政措置として交付された地方特例交付金は、約８千万円の減収が見込まれます。

なお、地方消費税交付金につきましては、景気の動向に大きく影響される交付金であります。県からの通知を元に算定した令和7年度交付見込額は、2億4千941万4千円、対前年度比1千662万8千円、7.1%増を見込んでおります。

次に、一般会計歳入の約30%を占める地方交付税は、地方財政計画及び町の算定基礎額などから積算した結果、17億7千800万円、対前年度比2千900万円、1.6%減を計上しております。

このうち、普通交付税は、当初予算ベースで算定の基礎数値となる基準財政需要額から、基準財政収入額を差し引いた、町の財源不足額は、前年度から僅かに減少する見通しであり、結果として、普通交付税の額は、減額になる見通しであります。

国庫支出金につきましては、5億3千362万5千円、対前年度比1億7千977万2千円、50.8%増を計上しております。自治体情報システムの標準化・共通化に係るデジタル基盤改革支援補助金、令和6年10月から制度改正がありました児童手当負担金、GIGAスクール端末整備に係る公立学校情報機器整備費補助金などが増加する見込みであります。

県支出金につきましては、2億9千212万1千円、対前年度比523万6千円、1.8%増を計上しております。障害者自立支援給付費負担金、国勢調査費委託金が増加する見込みであります。

寄附金では、ふるさと川辺応援寄附金に2億円を計上し、制度本来の趣旨を理解のうえ、地域産業の振興、川辺町特産品の情報発信も行い、貴重な自主財源の確保に努めてまいります。

繰入金につきましては、4億8千505万1千円、対前年度比3千946万4千円、8.9%増を計上しております。普通建設事業費の財源として「財政調整基金」2億円を繰り入れるとともに、高齢者福祉事業に「いきがい基金」3千万円を、下水道事業補助金に「環境整備基金」5千200万円を財源充当し、快適に暮らすことができるまちづくりを推し進めてまいります。

町債につきましては、3億6千750万円、対前年度比1億6千730万円、83.6%増を新たに起債することとしております。町債にあたりましては、基本的に交付税措置がある財源的に有利な地方債を起債することとしております。

続きまして、歳出の主な事業につきましては、第5次総合計画に掲げております6本の体系に添いまして、ご説明申し上げます。

はじめに、一つ目の柱「美しく安らぎのあるまちづくり」に関する事業でございます。

令和8年度に町合併70周年を迎える準備事業としまして、庁舎前等駐車場区画線改修工事を計上し、庁舎周辺の修景整備に努めます。

また、町民生活に直結する防犯灯・防犯カメラ等を管理する「生活安全推進事業」に1千289万1千円、安全・安心・災害に強いまちづくりを進め

るための「防災対策事業」に４４８万１千円、消防団活動に必要となる「消防団活動経費」に４千３９２万８千円を計上しています。

次に、二つ目の柱「誰もが安心して暮らせるまちづくり」に関する事業でございます。

子ども・子育て支援法に基づく「こども計画」を策定する「子ども・子育て支援事業」に１千４９５万４千円、児童虐待や子育て課題を抱える家庭を支援する「こども家庭センター運営事業」に３千９６万１千円を計上しています。

また、障がい者の自立支援を扶助する「障がい者総合支援等事業」に２億９千４２８万２千円、１８歳以下の子どもや一定の障がい者を有する方などの医療費負担を軽減するための「福祉医療助成事業」に１億６４２万２千円、「児童クラブ運営事業」に３千８４１万５千円を計上しています。

国民健康保険事業では、引き続き医療費の動向に注意を払い、疾病の予防に資する、特定健康診査や特定保健指導を進め、保険事業の健全運営に努めてまいります。

後期高齢者医療事業では、岐阜県内の全市町村で組織された広域連合が運営する後期高齢者医療制度を確実に推進してまいります。

介護保険事業では、令和６年度から令和８年度までを事業期間とする「川辺町第９期介護保険事業計画」のもと、適正な介護保険事業の運営に努めてまいります。

次に、三つ目の柱「みんなで学び合うまちづくり」に関する事業でございます。

G I G Aスクール構想に基づく小中学校における一人１台の端末環境を確保するための「G I G Aスクール端末整備事業」６千５１２万２千円、中学校の部活動を地域のスポーツクラブへ順次移行する地域クラブ活動委託料や専任のコーディネーター配置などに係る費用「部活動地域移行事業」に１千９１万８千円を計上しています。

町内の小学校３校統合に向けた「小学校統廃合準備事業」では、学校用地を拡幅するための用地取得費１億７４７万３千円を計上し、開校に向け準備を進めます。

次に、四つ目の柱「快適に暮らすことができるまちづくり」に関する事業でございます。

令和６年能登半島地震の教訓を踏まえ、災害時の水の確保が極めて重要であることに鑑み、地方財政措置が拡充された水道管路耐震化整備に係る一般会計からの「水道事業会計出資金」８千７０９万３千円を計上しています。また、老朽化した町道の舗装及び法面の修繕に６千１２２万円、国の「社会資本整備総合交付金」を活用した町道の改良工事や歩道新設工事４千３８３万２千円のほか、農業用施設の整備では緊急自然災害防止対策事業として「檜島排水路拡幅工事」、「雌鳥排水路護岸補修工事」など総額で４千８２１万９千円を計上しています。

なお、宅地化が進む中川辺駅の西側地域のインフラ整備を行う「中川辺駅西地区周辺整備事業」では、国の「社会資本整備総合交付金」も活用し、町道の用地取得費、拡幅工事等に4千728万4千円を計上し、快適に暮らすことのできるまちづくりを推進します。

上水道関係では、引き続き「重要給水施設配水管耐震化工事」を実施し、本年度は関街道・山楠線配水本管の耐震化が完了する見込みです。

下水道関係におきましても、引き続き「社会資本総合整備計画」に基づき、施設設備の更新工事や農業集落排水接続工事、真空式下水道改修工事を実施してまいります。

次に、五つ目の柱「新たな活力をおこすまちづくり」に関する事業でございます。

近年、町内の里山が大きな注目を集め、多くの登山者が訪れています。この観光資源を生かし、更なる町の魅力発信と若い世代の交流人口拡大・地域の活性化を図るイベント「カワベ マウンテン フェス フモト」を令和5年度から開催しており、本年度は令和7年10月19日に開催を予定し、607万4千円を計上しています。また、「森林空間活用促進事業」に605万2千円を計上し、新たな登山道として中川辺地区の八坂山から下麻生地区の納古山までの約10kmの整備を行い、更なる交流人口の拡大を図ります。また、令和7年9月6日に開催予定の「川辺おどり開催事業」836万2千円を計上し、地域の活性化を図ります。

最後に、六つ目の柱「共に考え行動するまちづくり」に関する事業でございます。

令和7年4月27日執行の「町長選挙経費」1千323万8千円、同日に同時執行の「町議会議員補欠選挙経費」462万8千円のほか、令和9年度からの今後10年間のまちづくりの方向と方策を進める指針を策定するための「第6次総合計画策定事業」1千95万2千円を計上しています。

また、市町村間での競争が激しさを増す、「ふるさと川辺応援事業」、ふるさと納税につきましては、地域の特産品や、観光資源などを、寄附者への謝礼品とすることで、全国の方々に、川辺町の魅力を伝える重要なツールとして推進して行くと共に、貴重な自主財源の確保に努めてまいります。

以上、当初予算の概要を説明させていただきました。

どうか慎重にご審議いただき、格別のご理解によりご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（櫻井芳男君） これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第16号から議案第21号までの6件につきましては、総務委員会に付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号から議案第21号までの6件につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

日程第28 発議第1号「川辺町議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提出者の説明を求めます。議席番号2番 平岡正男君。

（平岡議員登壇）

◎2番（平岡正男君） 議長より許可をいただきましたので、発議第1号についてご説明いたします。

発議第1号「川辺町議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び川辺町議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。令和7年3月3日。提出者、川辺町議会議員 平岡正男。賛成者、川辺町議会議員 井戸三兼様。

それでは、議案の趣旨について説明をいたします。

今回の改正は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」（番号利用法）の改正による条ずれに対応するとともに、所要の規定の整備を行うものであります。

新旧対照表で説明をいたしますので、資料の新旧対照表をご覧ください。

まず、第2第4項ただし書中「。以下」を「。第21条において」に改め、同条第10項中「以下」を「第12条第5項表中において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改めます。

次に、第12条第5項中「及び第30条」を削り、同項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改めます。

次に、第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若(も)しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改めます。

次に、第19条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第49条において」を削ります。

次に、第28条第2項中「この章において」を削ります。

次に、第32条第2項中「この章及び第49条において」を削ります。

次に、第39条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第49条において」を削ります。

次に、第40条第3項中「この章において」を削ります。

次に、第49条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加えます。

次に、附則第2項中「(令和3年川辺町条例第2号)」を削ります。

最後に、附則として、施行日は、令和7年4月1日からとするものです。

以上提案説明といたします。

◎議長（櫻井芳男君） これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第1号を採決いたします。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって発議第1号「川辺町議会個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案精読、議案審査のため、3月4日から3月13日までの10日間を休会にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、3月4日から3月13日までの10日間を休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。次回は、3月14日金曜日、午前9時からの再開といたします。本日はこれで散会といたします。皆さん大変御苦勞様でした。

（閉会 午前10時38分）

令和 7 年 川 辺 町 議 会 第 1 回 定 例 会

令和 7 年 3 月 1 4 日 (金) 午前 9 時 0 0 分開会

議事日程 (第 2 号)

- | | |
|-------------------|--|
| 日程第 1 | 一般質問 |
| 日程第 2 (議案第 1 号) | 川辺町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第 3 (議案第 2 号) | 川辺町税条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 (議案第 3 号) | 川辺町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 5 (議案第 4 号) | 川辺町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 6 (議案第 5 号) | 川辺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 7 (議案第 6 号) | 川辺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 8 (議案第 7 号) | 川辺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 9 (議案第 8 号) | 川辺町地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例及び川辺町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 10 (議案第 9 号) | 川辺町やすらぎの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 11 (議案第 10 号) | 川辺町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 12 (議案第 11 号) | 川辺町下水道条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 13 (議案第 12 号) | 令和 6 年度川辺町一般会計補正予算 (第 4 号) |
| 日程第 14 (議案第 13 号) | 令和 6 年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号) |
| 日程第 15 (議案第 14 号) | 令和 6 年度川辺町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号) |
| 日程第 16 (議案第 15 号) | 令和 6 年度川辺町下水道事業会計補正予算 (第 4 号) |
| 日程第 17 (議案第 16 号) | 令和 7 年度川辺町一般会計予算 |

日程第 18（議案第 17 号） 令和 7 年度川辺町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 19（議案第 18 号） 令和 7 年度川辺町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 20（議案第 19 号） 令和 7 年度川辺町介護保険特別会計予算
日程第 21（議案第 20 号） 令和 7 年度川辺町水道事業会計予算
日程第 22（議案第 21 号） 令和 7 年度川辺町下水道事業会計予算

本日の議会に付した案件 議事日程のとおり

出席議員 8 名（欠席者なし）

議 長	櫻井 芳男	副議長	市原 敬夫	1 番	井戸 三兼
2 番	平岡 正男	3 番	奥田 哲也	4 番	桜井 真茂
5 番	佐伯 雄幸	8 番	石原 利春		

地方自治法第 121 条による出席者（欠席者なし）

町 長	佐藤 光宏	教育長	白村 茂
参 事	井上 健	総務課長	重本 佳明
会計管理者兼会計室長	石本 清二	企画課長	平岡 善伸
税務課長	横田 博生	住民課長	林 正和
健康福祉課長	井戸 陽子	産業環境課長	井戸 績
基盤整備課長	渡邊 明弘	教育支援課長	鈴木 秀樹
生涯学習課長	佐伯 毅彦	上下水道課長	渡辺 英樹

事務局職員出席者 議会事務局長 渡辺 保彦

（開会 午前 9 時 00 分）

◎議長（櫻井芳男君） 皆さんおはようございます。休会を閉じ、会議を再開いたします。

本日の議事日程は、一般質問、議案に対する討論、採決となっております。

再開にあたり、注意事項を申し上げます。自席で発言される場合は、着座にて行ってください。また、議場内換気のため休憩を設ける場合がありますので、皆様のご協力をお願いします。

ただ今から、日程第 1 一般質問を行います。順番に発言を許します。

一般質問は、会議規則第 49 条第 3 項の規定によって一般質問席から行ってください。なお、質問は一問一答方式で行い、発言時間は答弁を含めて原則 1 議員 1 時間以内といたします。一般質問に対する答弁は登壇して行ってください。再質問に対する答弁は自席から着座にて行ってください。それでは、一般質問を始めます。議席番号 7 番 市原敬夫君。

◎7番（市原敬夫君） 皆さん、おはようございます。議長より許可を頂きましたので、子ども食堂の運営について質問をさせていただきます。

私は、令和5年第1回定例会3月議会において「地域のふれあい」の大切さについて質問をさせて頂きましたが、今回の、民間が運営する「子ども食堂」においても、この大きな役割を担っていると考えています。

現在、町内には地域の子どものために、子ども食堂やお弁当の提供など実施しているボランティア団体がいくつかあります。その運営には、一部には県からの補助金を受けてみえる所もありますが、ほとんどが地域の皆さんの食材提供やご支援を頂ける協力者の支えによって運営がなされています。

ある子ども食堂は、月1回公民館などを借りて開催され、学校や家庭では見られない子どもの笑顔やふれあいの場として大きな役割を果たしております。

また、ある子ども食堂では、地域の公民館が借りられずに、お寺さんのご理解を得て子どもの居場所と食事の提供を続けています。

しかし、いずれの団体も物価高騰の中で、食材の調達や運営に必要な資金は、その大半がその人達や善意の皆さんで成り立っているわけであります。そのため、子どもの居場所や恵まれない方の支援としての子ども食堂を、安定的に継続して運営していく事は非常に厳しい環境にあります。

これらの活動が子ども達のみでなく、地域のお年寄りの居場所として、また、地域の繋がりとしての役割を果たしていくためにも、安定した、継続運営できる行政支援と環境の整備が必要であると考えます。

そこで、これら子ども食堂が、地域のふれあいの場として、安定した運営が継続できるように行政支援が必要と考えますが、どのようにお考えか伺います。

◎教育支援課長（鈴木秀樹君） はい、議長。

◎議長（櫻井芳男君） 教育支援課長 鈴木秀樹君。

◎教育支援課長（鈴木秀樹君） それでは、市原議員からご質問のありました「子ども食堂について」お答えいたします。

近年、地域住民等による取組として無料または安価で栄養ある食事や団らんを提供する子ども食堂が広まっております。

子ども食堂の活動は、貧困家庭の支援にとどまることなく、子どもの居場所づくりや孤食防止、地域における多世代の交流や活躍の場となり、地域の子育て力の向上や地域の活性化への貢献が見込まれると考えています。

川辺町においては、今年度、こども家庭センターの活動として、川辺町の子育支援機関が各々の活動内容を話し合う会議を行いました。そこで、町内の子ども食堂の活動や課題について共有するとともに、関係機関の連携について共通理解を図りました。

このような情報交換での課題や、昨今の物価高騰の影響を受けて、子ども食堂の運営が厳しくなっている状況を鑑み、持続的な子ども食堂への支援として、令和7年度当初予算における、こども家庭センターの事業として「川辺町子ども食堂運営支援補助金」を計上しております。

この補助金は、子ども食堂を運営する団体に対し、年間事業費、上限額30万円、新たに子ども食堂を実施する団体には事業費に開設準備費用として30万円を加えて補助します。

このような支援によって、冒頭で申し上げましたとおり、子ども食堂の活動が、地域の子どもたちだけではなく、多世代の交流の場として、地域コミュニティ全体のつながりを深める場として活用されることに期待しています。

そのためにも、引き続き、地域の皆様の声に耳を傾けながら、必要な支援を講じてまいりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。

◎7番（市原敬夫君） 議長、再質問をお願いいたします。

◎議長（櫻井芳男君） それを許します。

◎7番（市原敬夫君） 子ども食堂の中にはまだ組織化できずに、まだボランティアの皆さんの運営で行っている所もあります。補助金を頂く以上、衛生管理の面からも組織が必要なことは理解いたしますが、組織が確立するまでの間、年度初めに子ども食堂の年間計画書を出し、実施後、実施報告書を出すことによって、運営費の一部の補助を認めていただき、そのグループができるだけ早く組織として運営できるようご指導いただくような取り組みについてご検討いただきたいと思います。いかがでしょうか。

◎教育支援課長（鈴木秀樹君） はい、議長。

◎議長（櫻井芳男君） 鈴木秀樹君。

◎教育支援課長（鈴木秀樹君） 今回答弁させていただきました、子ども食堂に対する補助金につきましては国庫補助金も出まして、事業を実施する計画となっております。

この場合ですね、国の補助対象というが、団体という、民間の団体ということになっておりますので、個人への補助というのは対象外になっておりますけれども、ご質問ありましたようにですね、組織化できるような取り組み、もしそのようなですね、お考えを持ってらっしゃるような方がいらっしゃればですね、当方としましてもですね組織化できるような相談支援、何らかの形でバックアップしていくようなことは思っておりますので、よろしく願いをいたします。

◎7番（市原敬夫君） 議長、所見を述べて終わります。

◎議長（櫻井芳男君） それを許します。

◎7番（市原敬夫君） 地域のコミュニティが希薄になる中で、子ども食堂をベースに、地域の人たちの居場所や、交流の場を作っていただいていることは大変大事なことで、継続できるように守っていかなければいけないというふうに考えております。

7年度からスタートいたします、子ども食堂運営支援補助金が有効に機能し、地域に多くの触れ合いの場ができることを期待して、質問を終わります。

◎議長（櫻井芳男君） 以上で市原敬夫君の一般質問を終わります。

議席番号1番 井戸三兼君。

◎1番（井戸三兼君） はい。

議長の許しを得られましたので質問をさせていただきます。学校の統廃合についてでございますが、前回に引き続いて質問をいたします。

前回の質問の回答の中で、「建設にかかるお金が33億円から54億円に増え、今後さらに増える可能性が高いと考えている。」「建設費の上限ラインは考えていない。」「2030年開校に変更はない。」との回答でしたが、2月19日に開催されました議会行政連絡会議において示された『小学校統廃合事業財源内訳』によりますと、建設にかかる事業費は49.1億円、その財源は補助基準額20.76億円、建設基金12.5億円、一般単独事業債15.84億円とのことでした。

昨年示された実施計画では、令和7年度に用地取得と基本設計で2.1億円、8年度に実施設計と電波障害調査で2.9億円が必要で、建設と併せて今後3年間で54.1億円を投じることになります。

また、借金返済には、「今まで年間1億円前後を基金に積み立ててきたので、積立を償還に代える」と回答されましたが、ふるさと納税が好調であった時期は別にして、ここ数年は財政調整基金を取り崩し、学校建設基金に積み替えている状況ではありませんか？建設にあたっては「財政調整基金も多く投入する」との説明がありました。しかし、今の川辺町財政では、積み立てるだけの余裕がなく、学校建設基金の積立財源となっている財政調整基金が減少したら25年間どうやって借金を返済するのですか？令和5年度は、学校建設基金の積立1億円に対し、財政調整基金の取り崩しが1.3億円、令和6年度は最終的には基金の取り崩しなしに積立1億円を確保できたようですが、当初予算では、財政調整基金の取り崩しが1.4億円でありました。来年度の予算書では、積立495万円に対し、財政調整基金の取り崩しが2億円です。実際は財政調整基金の取り崩しなしでは当初予算が組めない状況であり、基金を積み立てるどころか貯金を崩している状況です。

学校統合までには、諸物価の値上がり、スクールバスの運行費用、新しい学校にかかる備品等諸経費を加えるとさらに経費が必要となります。つまり現実には、借金返済に必要な資金1億円をどこかで削る必要があります。町の財政計画にある令和6年度の経常収支比率は88.7%で、削れる部分は、各種補助金、基盤整備関連工事費など住民生活に直結す

るものが対象となるでしょう。また、公共料金の値上げを町民にお願いする必要も出て来ると思われます。

この1億円をどこから捻出するのでしょうか？

子どもたちの学ぶ場は必要ですが、身の丈にあった計画である必要があります。当初にこれなら可能だと説明のあった金額が33億円であれば、現在の計画を変更して、この鞆の中に収めるのが普通の感覚ではありませんか？50億から60億かかる、山楠公園下農地に学校を新設することが財政的に無理だと説明されたことと、現在の金額は矛盾していませんか？義務教育学校という理想があるならば、中学校の建て替え時期まで時期をずらしたらいかがですか？

ここで次の3点についてお尋ね致します。

①上限額を決めないのは財政運営上危険です。当初説明のあった、川辺町がなんとか対応できる33億円が妥当なら、そこを上限にして計画を変更する予定はありませんか？また上限額を決めるならいくらを上限にしますか？

②1億円の借金返済のための財源をどこから捻出する予定ですか？

町の運営トップとしてこれだけの財政出動をするにあたり、当然想定しておられることと思いますが、住民に対して、今、念頭にある、我慢する1億円の内容を具体的に示してください。

③財政的な理由から建設年度を変更することを考えてみませんか？

1 中学校、1 小学校について、前2回提案質問をしまいましたが、どれも難しいとのことでした。されば今の1 中学校、3 小学校のスタイルで子どもたちが学ぶことに危険がありますか？中学校建て替えに合わせて義務教育学校を作ったらいかがですか？

義務教育学校を本当に造る気があるならば、建設基金が一般単独事業債を上回るまで節約をして貯めてからにしたら如何でしょうか。

以上3点の回答を求めます。

◎教育長（白村茂君） はい、議長。

◎議長（櫻井芳男君） 教育長 白村茂君。

◎教育長（白村茂君） それでは、井戸議員からご質問のありました「学校の統廃合について」私からお答えいたします。

小学校の再編・統合につきましては、令和7年2月25日に開催されました「令和6年度総合教育会議」におきまして、今年度実施しております基本計画の最終的なプランとその事業費も含めて報告いたしました。協議の結果、令和5年度と同様に、現在の中学校敷地内に中学校の校舎を一部改修しつつ、小学校部分の校舎を建設し義務教育学校の開校を目指していくことで合意に至りました。

この結果を踏まえ、町財政への影響やプランの詳細を精査しながら2030年、令和12年の義務教育学校の開校を目指していきたいと考えております。

なお、議員ご質問の中での概算事業費は、基本計画において算出しております。これはあくまでも計画全体の大枠を把握するための概算事業費でございまして、この3月の最終報告では、前回お示しした建設事業費49.1億円は更に1割程度圧縮できるものと考えております。いずれに致しましても現在の物価水準を基にした概算（粗い試算）ということでございますので、より詳細な事業費は、今後予算化する基本設計等にて算出されることとなりますので、ご承知いただきたいと思います。

さて、井戸議員からは、3つの質問をいただいておりますので順にお答えいたします。はじめに1点目のご質問の「事業費の上限額について」でございます。

当初お示しいたしました33億円という事業費は、小学校再編概略検討業務の中で試算されたもので、冒頭でも申し上げましたように、計画全体の大枠を把握するための概算事業費で、あくまでも初期段階の概算でございます。

その後、説明会での課題等を踏まえた見直しにより、既存の中学校体育館2階の柔剣道場を改修いたしまして第2体育館とし、体育館に空調機器を設置すること、プールの解体と整地、グラウンドの再配置などが加わり、さらには昨今の物価高騰を踏まえて現在の概算見積額となっております。例えば校舎の建設単価で申し上げますと、鉄筋コンクリート造で、33億円の時の見積単価は平米あたり42.5万円でしたが、今回の見積、概算の中では平米あたり50万円。いずれも税抜きでございますが、という単価の見直しになっております。

議員ご提案のとおり財政的なことを考えた場合、上限額を設定するのも1つの方法ではございますが、必要とされる教室数はもとより教育環境の確保は大切なことでありますので、上限額は設定しないものの費用の適正化等とのバランスを図りながら総合的に進めて参りたいと考えております。

今後も、過度の財政負担が生じないようコストの抑制に努めてまいります。

次に、2点目のご質問の「借入金返済のための財源について」でございます。

前回、12月のご質問の折にもお答え致しましたとおり、交付税措置額を除いた借入金返済額の前金につきましては、これまで小学校建設基金に積み立ててきました積立金相当額を充てることで概ね返済が可能かと考えております。また、総事業費の精査により借入金額の圧縮にも努めて参ります。

一方で議員ご指摘のとおり、スクールバスの運行費用や新設学校の備品に係る費用は現段階においては見積もっておりませんが相当額必要となって参ります。従いまして、限られた財源の中から捻出していくことになりますので、補助金や諸事業、各種料金の見直しが必要となってくることは否定できません。

その点につきましては、行財政改革を推進しつつ毎年度の事業内容を見極めながら、できるだけ町民の皆様の生活に影響が少なくなるように、予算編成段階にて精査して財源を確保して参ります。

次に、3点目のご質問の「建設年度の変更について」でございます。

建設年度につきましては、冒頭で申し上げましたとおり、現計画のとおり2030年（令和12年）開校を目指して義務教育学校建設を進めたいと考えております。

議員ご指摘の小中学校の校舎そのもの（躯体・構造体）の危険性につきましては、現時点で確認されておりませんが、いずれの学校も建設後40年以上経過しており、一定の大規模改修が必要になってきています。また、空調設備（エアコン）導入後10年ほど経過しておりますので今後5年～10年の間には一斉に更新時期を迎えることになります。特に建設後58年を迎える西小学校校舎におきましては、これまで学校統合を前提に最小限の改修・修繕にとどめております。内装等の老朽化が顕著に進んでおります。今後さらに30年ほど使用していくためには大規模な改修が必要になると考えております。

また、「中学校建替えに合わせて義務教育学校を」とのご提案でございますが、中学校校舎を現在の敷地に国の負担金（補助金）を受けながら建替えることができる現行制度での要件は、躯体に危険性が確認されたときとなります（危険改築要件）。中学校校舎は今年で建設後41年を迎えますが、必要な改修を経たのちの建替え時期は30年以上先になるものと考えております。

従いまして、30年以上先まで現小学校校舎を維持した後の小・中一斉建替え、義務教育学校ということになります。選択肢としては考えられますが現実的とは言い難いと思います。

次に、基金が一定額に達するまで建設を待ったかどうかというご指摘でございますが、西小学校の校舎の状況を考えますと、節約して基金に積むことよりも節約して借入金返済に充てることがより良い選択であると考えております。

いずれに致しましても、一町一義務教育学校を目指すことは、より柔軟なカリキュラム編成の中で9年間を通して系統的・連続的に学び・指導していくことで、中1ギャップの緩和・解消を図り、また、すべての学年でクラス替えができ、より多くの児童・生徒や多様な価値観と関わり、競い合い、切磋琢磨できるより良い教育環境の提供、さらには小学生世代への教科担任制の本格導入など大きな教育的効果が期待できます。

これは、人口減少が進む中で「川辺町で子育てしたい・学ばせたい」というインセンティブにもつながり、その延長線上には川辺町に住みたい、住み続けたいと思ってもらう、さらには、将来は自分の子どもを通わせたいと思ってもらうような長期的な視点を持って、学校を核とした町づくりの一環でもありと考えております。

終わりになりますが、義務教育学校開校目標年次は2030年（令和12年）としておりますが、今後の様々な要因により、建設スケジュールの見直しが必要となってきた折には柔軟に対応したいと考えております。議員ご指摘の財政的な見地からも更に検討を加え、町民の皆様への説明会を経て、実現可能な計画にして参りますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

◎1番（井戸三兼君） 議長、再質問をお願いします。

◎議長（櫻井芳男君） それを許します。

◎1番（井戸三兼君） 総合教育会議のメンバー、私聞いたかもしれませんが、どのようなメンバーで構成されておりますか。お答えください。

◎教育長（白村茂君） 議長。

◎議長（櫻井芳男君） 教育長、白村茂君。

◎教育長（白村茂君） 総合教育会議は、町長。それから、教育委員会の、教育委員会委員4名と、私、教育長、の構成メンバー以上6名でございます。

◎1番（井戸三兼君） 議長、再質問をお願いします。

◎議長（櫻井芳男君） それを許します。

◎1番（井戸三兼君） 学校統合が議論に上がってから、私も義務教育学校建設には賛成の立場ですが、町長に改めてお尋ねします。佐藤町長の義務教育学校建設に対する思いを聞かせください。

また、町長は、さきの総務委員会において、財政的には何とかなると言っておられましたが、その根拠は何をもっておっしゃられていたのかわかりません。川辺町運営のトップとして根拠を示すべきではありませんか。

以上の2点についてお聞かせください。

◎町長（佐藤光宏君） はい、議長。

◎議長（櫻井芳男君） 町長、佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） まず思いということでございますが、学校教育、小学校、中学校合わせてですけれども、川辺の子供たちが教養を身につけ、そして、将来ひとり立ちをするための基礎を学ぶ場所であるというように考えております。

ひいては、彼らが次の時代の川辺町の担い手になるということで、その基礎を学ぶ場であるというふうに考えております。

従いまして、この小中学校、義務教育学校になれば1本の通した学校になるわけですが、その学校で教育を受けることは子供たちにとっては大変大変重大な、そして、意味のある、価値のある人間づくりがなされるものだというふうに考えております。

最近、近隣でも、東白川村、白川町がその動きを見せておりますし、県内でも、私、見学に行きました白川郷学園、白川村にあるわけですが、そういったところも見ていただきますと、本当に子供たちが、上の学年と下の学年が仲良く手を繋いで、授業や、或いはレクリエーションや運動をしておるという姿を見ましたので、川辺町としても義務教育学校に持っていきたいというように思っております。

次に2番目の根拠で、経済的な計画ですね、議員からのご指摘で、1億円ずつの返済にしろ。その1億円を20年続けるということで、なろうと。というご質問がございましたけれども、そこをですね今年は57億の予算を提出しておりますけれども、その中で、

返済金を20年間続けていくということは、私は十分に可能性がある、可能であるというように考えております。いっぺんに20億返すということは不可能でありますけれども、57億の中から1億円をお返しするということは、数字的には可能であろうかなと思います。

完成年度が2030年、令和12年を予定しておりまして、今年度につきましては、これからご提案申し上げる基本設計によって、かなり総額がはっきりして参ります。

33億が50億になったという理由は、ひとえに物価高騰によるものでございまして、これを当時予想できたかということでございます。

議員がかつて、平成30年ですか、所属された小学校将来構想等検討委員会での発言を議事録から見ましても、そんなに悠長なことは言ってもらえない。早く学校を作るべきだというお話がございまして、私も賛同したわけでございますけれども。そういったことで、財政的な収支は保っていきながら、学校を建設したいというように考えておりますので、どうかこれからもご指導よろしく願いいたします。

◎1番（井戸三兼君） はい。再々質問お願いいたします。

◎議長（櫻井芳男君） それを許します。

◎1番（井戸三兼君） 財政的には何とかなんと、1億ならやっていけるんだということですが、十分に可能であるご意見がありましたけれども、何かを削るか、今の歳出を見ますとですね、何を削ったらいいのかと私も考えるんですが、やっぱり町民に負担をかけるのか。もし、もし、もしもですよ、この計画通りいかなかったら負担をかけるのか、1億円の歳出をどこで削るのか。それについてちょっと答えておられませんので、再質問いたします。

◎町長（佐藤光宏君） はい、議長。

◎議長（櫻井芳男君） 町長。

◎町長（佐藤光宏君） 1年間の財政っていうのは、杓子定規と言ったら言葉悪いですけども、この分から1億円回すっていうような1対1の関係ではなくて、全体の57億から1億円持っていくというような格好でありますので、もちろん住民の皆様の福祉向上のために使うのが第1でございますけれども、例えば、ふるさと納税でも現在2億円ございますので、そちらから持ってくることも、或いはできるかもしれませんし、その他基金を積み立てております。

私就任当時、財政調整基金は8億でございましたけれども、現在は16億まで積み上げておりますので、そういった財政運営で、工夫を凝らしながら借金を返済していきたい。借金の分を全部貯めてからになりますと、今後20年間どうするのか。中学校の建て替えの時期が来れば、ダブルで費用がかかって参りますので、今は、3小学校統合してやると。ということがベスト。

教育長申し上げましたように、多少の変更は、今後の計画の精密化によりまして、あろうかと思いますが、今のこの期を伸ばすと、なかなか川辺町の教育を万全なものにする、将来を見込んだものにするのは難しいのではないかなというふうに思いますので、どうかご理解を賜りたいと思います。以上です。

◎1番（井戸三兼君） 議長、所見を述べて質問を終わりたいと思います。

◎議長（櫻井芳男君） それを許します。

◎1番（井戸三兼君） 町長はこれまで6期、24年間、長きに渡って、健全な財政運営をしてこられたと、ある意味思っておりましたが、たまたま大きな財政出動の機会がなかったこと。このことがはっきりしたという印象を受けました。これが町民の皆様から、「何もやらない町長でミスもない」という印象を抱かれることになっていると思います。

今後の町長の1丁目1番地の政策が、義務教育学校の設立であるならば、財政に穴を開けるような、将来に負担を課すようなことはなさってはいけません。

財政調整基金は、一般会計予算の2割。川辺町の場合は10億円が必要です。そうしないと、健全な予算立てができなくなります。

諸物価の値上がりを初め、駅西開発。上下水道のインフラ整備等、歳出は、今後膨らむ一方でございます。

一般企業でいう、資金繰りに配慮できる、財務の専門家を会議のメンバーに入れて、学校統合を進めていかれることを提案申し上げて、質問を終わります。

◎議長（櫻井芳男君） 以上で、井戸三兼君の一般質問を終わります。

以上で一般質問が終わりましたので、ここで休憩に入りたいと思います。再開時間を10時と定め、休憩といたします。

（休憩 9：40～10：00）

◎議長（櫻井芳男君） 再開の前に、傍聴人の方をお願いいたします。私語は厳に慎んでいただきますようご協力をお願いいたします。

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第2 議案第1号「川辺町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」から、日程第22 議案第21号「令和7年度川辺町下水道事業会計予算」までの21議案を一括議題といたします。

ただ今、議題といたしました21議案につきましては、先に総務委員会に審査が付託してありますので、総務委員会委員長から審査の結果ならびに経過について報告を求めます。
総務委員会委員長 桜井真茂君。

◎総務委員長（桜井真茂君） はい。

議長より報告を求められましたので、総務委員会における審査の結果ならびに経過についてご報告いたします。

総務委員会に付託されました、議案第1号から議案第21号までの審査結果は、お手元の審査報告書のとおりです。

審査の結果は、審査報告書にありますとおり。

議案第1号「川辺町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」

議案第2号「川辺町税条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」

議案第3号「川辺町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」

議案第4号「川辺町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」

議案第5号「川辺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」

議案第6号「川辺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」

議案第7号「川辺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

議案第8号「川辺町地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例及び川辺町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」

議案第9号「川辺町やすらぎの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

議案第10号「川辺町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例」

議案第11号「川辺町下水道条例の一部を改正する条例」

議案第12号「令和6年度川辺町一般会計補正予算(第4号)」

議案第13号「令和6年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)」

議案第14号「令和6年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第4号)」

議案第15号「令和6年度川辺町下水道事業会計補正予算(第4号)」

議案第16号「令和7年度川辺町一般会計予算」

議案第17号「令和7年度川辺町国民健康保険事業特別会計予算」

議案第18号「令和7年度川辺町後期高齢者医療特別会計予算」

議案第19号「令和7年度川辺町介護保険特別会計予算」

議案第20号「令和7年度川辺町水道事業会計予算」

議案第21号「令和7年度川辺町下水道事業会計予算」

本委員会は、付託された議案第1号から議案第21号までの21議案について、議案第16号は賛成多数で、その他の20議案は全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

審査の経過につきましては、付託された21議案について、3月3日から審査を開始し、町長及び担当課長等の説明を受け、延べ93件余りの質疑に対する応答を行いました。

付託された21議案のうち議案第16号「令和7年度川辺町一般会計予算」については、反対意見として、3年後に学校統合に向けて動き出すということで、令和7年度は学校建設基金に2億円程度は積み立てて、3年間で6億円程度は積み立てることが必要だと考えるためこの予算案には承服できないという意見がありました。賛成としては、予算案については妥当だと考えているため賛成であるという意見がありました。よって、議案第16号については、挙手による採決を行った結果、賛成多数で可決すべきものと決するにいたしました。

その他20議案につきましては、報告書にありますとおり、いずれの議案についても全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定した次第です。

以上で、総務委員会の審査報告を終わります。

◎議長（櫻井芳男君） 御苦労様でした。これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 質疑なしと認めます。これで委員長報告に対する質疑を終わります。これより案件ごとに議題といたします。

議案第1号「川辺町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号「川辺町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第2「川辺町税条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長(櫻井芳男君) 異議なしと認めます。したがって、議案第2号「川辺町税条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第3号「川辺町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声)

◎議長(櫻井芳男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長(櫻井芳男君) 異議なしと認めます。したがって、議案第3号「川辺町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第4号「川辺町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声)

◎議長(櫻井芳男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長(櫻井芳男君) 異議なしと認めます。したがって、議案第4号「川辺町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第5号「川辺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声)

◎議長(櫻井芳男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長(櫻井芳男君) 異議なしと認めます。したがって、議案第5号「川辺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 6 号「川辺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 6 号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 6 号「川辺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 7 号「川辺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 7 号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 7 号「川辺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 8 号「川辺町地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例及び川辺町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 8 号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり、決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 8 号「川辺町地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例及び川辺町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 9 号「川辺町やすらぎの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声)

◎議長(櫻井芳男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長(櫻井芳男君) 異議なしと認めます。したがって、議案第9号「川辺町やすらぎの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第10号「川辺町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声)

◎議長(櫻井芳男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長(櫻井芳男君) 異議なしと認めます。したがって、議案第10号「川辺町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第11号「川辺町下水道条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声)

◎議長(櫻井芳男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長(櫻井芳男君) 異議なしと認めます。したがって、議案第11号「川辺町下水道条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第12号「令和6年度川辺町一般会計補正予算(第4号)」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声)

◎議長(櫻井芳男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第１２号「令和６年度川辺町一般会計補正予算（第４号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第１３号「令和６年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第１３号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第１３号「令和６年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第１４号「令和６年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第４号）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第１４号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第１４号「令和６年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第４号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第１５号「令和６年度川辺町下水道事業会計補正予算（第４号）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第１５号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告の通り決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第１５号「令和６年度川辺町下水道事業会計補正予算（第４号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第１６号「令和７年度川辺町一般会計予算」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第１６号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり、決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第１６号「令和７年度川辺町一般会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第１７号「令和７年度川辺町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第１７号「令和７年度川辺町国民健康保険事業特別会計予算」を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり、決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第１７号「令和７年度川辺町国民健康保険事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第１７号「令和７年度川辺町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第１７号「令和７年度川辺町国民健康保険事業特別会計予算」を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり、決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第１７号「令和７年度川辺町国民健康保険事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第１８号「令和７年度川辺町後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第１８号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり、決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第１８号「令和７年度川辺町後期高齢者医療特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第１９号「令和７年度川辺町介護保険特別会計予算」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第１９号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり、決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第１９号「令和７年度川辺町介護保険特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第２０号「令和７年度川辺町水道事業会計予算」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第２０号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり、決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第２０号「令和７年度川辺町水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第２１号「令和７年度川辺町下水道事業会計予算」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第２１号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり、決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第２１号「令和７年度川辺町下水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

本定例会開催中に議会運営委員長から、会議規則第７５条の規定により本会議の会期の日程と、当議会の運営に関する事項についての「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第１として、議会運営委員会の閉会中の継続調査を議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の閉会中の継続調査を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。資料を配りますので、しばらくお待ちください。

追加日程第1「議会運営委員会の閉会中の継続調査」を議題といたします。議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について「閉会中の継続調査」の申し出がありました。申出書の朗読は省略します。

お諮りします。議会運営委員長からのお申し出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。会議を閉じます。町長から御挨拶を頂きます。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） はい、議長。

◎議長（櫻井芳男君） 町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 3月3日から開催されました本定例会も、活発な議論、討論を経て御承認いただきましたこと、誠にありがとうございます。

令和6年度も、あと半月を残すのみ。4月からは、令和7年度がスタートいたします。こども園、小学校、中学校の入園、入学式を経て、或いは各地域の祭礼を経て、賑やかに令和7年度が始まりますけれども、来年度も、どうか皆様方のご熟慮によりまして、スムーズな会議運営ができますようお願いまして、お礼の言葉にかえさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

◎議長（櫻井芳男君） これをもちまして、令和7年第1回定例会を閉会といたします。

（閉会 10時30分）